(1) 尾張建設事務所指定の特殊車両通行許可・認定申請書(申請台数+2部)

(尾張建設事務所維持管理課ホームページよりダウンロードすること。)

(必ず別紙3に基づいて、必要な場合には県証紙を貼付して提出すること。)

なお、購入についての相談は5階総務課にて承っております。

電話番号 052-961-4407 (総務課総務担当直通)

- (2) 最新の電子申請書作成システムで作成される書類すべて(①~③)(申請台数+2部)
 - ①車両内訳書 *包括申請の場合
 - ②車両諸元に関する説明書
 - ③通行経路表
- (3) 自動車車検証の写し(2部)

(有効期間が切れていないか確認すること。)

- (4) 通行経路図 (2部)
 - ①全体図
 - ②出発地及び目的地付近の地図

(一般的な道路地図の写しに出発地及び目的地付近の経路を書き込んだもの、並びに収録済み道路であれば最新の道路情報便覧付図システムを印刷して出発地及び目的地付近の経路を書き込んだもの。)

(5) 軌跡図(すべての申請車両について2部づつ) ※

超寸法車両の場合は必ず添付してください。添付していないと許可が遅れる原因になります。

- (6) 新規開発車両設計製作基準適合証明書の写し(2部) ※ 新規開発車両(自走する建設機械等)の場合は添付してください。
- (7) 積載図、外観図(2部) ※

あおり型、スタンション型、船底型、その他のセミトレーラーの場合は積載方法等がわかる図又は写真を添付してください。また、積載物にはみだしがある場合も同様です。

- (8) インターネットの「特殊車両システム」ページより「算定機能」を利用して作成した「詳細 帳票」(2部)(別紙2に詳細は記載してあります。)
- (9) データの入った CD-R 等

電子申請作成システムで作成したデータを CD-R 等に保存し、持参してください。 迅速な事務処理を行うため、ご協力お願いします。

- (10) 別紙2「特殊車両通行許可申請書チェックシート」
- (11) その他申請に応じて必要な書類 ※ 通行計画書、事前管理者協議書、車両構造説明書等
- 【※】 該当する場合に提出してください。
- 【注1】この添付書類は愛知県尾張建設事務所申請用です。他の道路管理者に申請する場合は申請先の道路管理 者に詳細をお問い合わせください。
- 【注2】提出書類は、ファイル等に綴らないで提出願います。
- 【注3】当事務所においては、審査の迅速化のため、更新申請に該当する場合を含めて最新のシステムで全ての 提出書類を添付していただいております。提出書類作成に使用されたシステムが古い場合には、受付後 においても書類を取り下げていただく場合があります。